

消費者スマイル基金

創設1年余、寄付総額500万円 見通せぬ適格消費者団体の訴訟支援

消費者や事業者など民間の力で、適格消費者団体や特定適格消費者団体を支えるための「消費者スマイル基金」が2017年4月に創設されたが、この1年余で集めた寄付総額は約500万円にとどまっている。7月12日には2回目の助成を行い、これまでに差止請求訴訟で係争中の適格消費者団体11団体を支援した。1団体への助成額は25万円。総額は275万円。企業を1件1件回って寄付をお願いする、消費者団体の学習会で募金箱を回すなど、地道に寄付を呼びかけているが、いつまで助成が続けられるか確たる見通しが無いのが現状だ。(相川優子)

2回目の助成5団体125万円 1回目は6団体150万円

2回目の助成を行ったのは、ジャーナリズム事務所に申し入れを行いファンクラブの会員規約の改善につなげた「消費者被害防止ネットワーク東海」など5団体。実際の価格より初回が格安と誤認させる健康食品の定期購入、解約しても返金しない永代納骨契約、入学を辞退しても入学時諸費用を返金しない芸能人養成学校、互助会を中途解約した場合の高額なキャンセル料などの問題で、係争中だ。

1回目は2017年11月に、無料だった電話料金の請求書が、勝手に発行手数料100円に変更された問題で、NTTドコモを提訴している「埼玉消費者被害をなくす会」など6団体を助成している。

集まらない企業からの寄付 消費者の認知度も低い

消費者スマイル基金は、全国消費者団体連絡会が創設し、主婦連合会、全国地域婦人団体連絡協議会、日本消費者協会などの正会員25団体、個人85人、賛助会員38団体で組織されている。賛助会員には、事業者や事業者団体、専門家団体も名を連ねている。阿南久理事長(元消費者庁長官)をはじめとする役員も無報酬で関わり、事務局は全国消団連が兼務で担っている。

消費者被害の防止・救済のための活動をする消費者団体を支援するための寄付を呼びかけているが、企業からの大口の寄付は少ない。ステーキの産地表示偽装をしたレストラン運営団体から、利用者が特定できず返金できない代わりにしての寄付100万円、スマ

イル基金をテレビで知り、創設趣旨に共感した東京在住の個人の寄付50万円などが、額が大きい。

「この1年間いろいろなおところをお願いしてきたが、寄付をいただくのは本当に大変だと感じた」と、河野康子事務局長。消費者庁が提唱する約70社の消費者志向自主宣言企業に協力をお願いする文書を送ったが、会員として入会してくれた企業は3社に過ぎず、1社からは文書の受け取りを拒否された。分かりやすいチラシを作成し、企業や事業者団体を回って営業を続けているが、思うような成果は出ていない。

河野事務局長は「消費者被害の防止や救済のために活動している消費者団体があること自体が知られていない。分かりやすく宣伝し、地道に頑張りたい」と話している。

企業からの寄付は集まらず、消費者個人から多額の寄付を期待できる状況にはない。スマイル基金にかかわる人たちが個人的なつながりで寄付を募っているのが現状だ。適格消費者団体は19団体に増えたが、助成は訴訟で係争中の適格消費者団体にとどまっている。

スマイル基金事務局も兼務する全国消団連の小林真一郎事務局次長は「スマイル基金の支援がなくても適格消費者団体の運営が継続できるようにすることが最大の目標。消費者団体訴訟制度に基づく活動は行政処分の肩代わりをしているともいえる公益性の高い活動で、本来は適格消費者団体や特定適格消費者団体に対し、国が直接的な財政支援をすべき」と話している。

寄付金の振込先

- ◆ゆうちょ銀行
〇一九(ゼロイチキョウ)店(019)
当座 0587920
- ◆三菱東京UFJ銀行
麴町支店(616)
普通 0266606
- ※口座名
特定非営利活動法人消費者スマイル基金
振込後に consumerkikin@tiara.ocn.ne.jp まで住所と氏名をメールすると、領収書が送付される。
振込手数料の負担は寄付者をお願いしている。

**2回目の助成団体
(2018年7月12日)**

- 消費者被害防止ネットワーク東海
- 京都消費者契約ネットワーク
- 佐賀消費者フォーラム
- 全国消費生活相談員協会
- 消費者機構日本

**1回目の助成団体
(2017年11月8日)**

- 消費者支援機構福岡
- ひょうご消費者ネット
- 消費者支援ネットくまもと
- 消費者支援機構関西
- 埼玉消費者被害をなくす会
- 消費者支援ネット北海道

(順不同・敬称略)

■徳島県が取り組み報告 全国消団連が意見交換会

全国消費者団体連絡会は8月24日、徳島県の消費者行政の取り組みや、昨年7月に開設された消費者庁の「消費者行政新未来創造オフィス」の取り組みの報告を受け、「消費者行政強化に向けた意見交換会」を開催する。
◇日時・8月24日(金)13時15分～15時15分
◇場所・主婦会館プラザエフ5階会議

室(東京都千代田区六番町15、四ツ谷駅すぐ)
◇内容・①報告「徳島県の消費者行政の取り組み」(勝間基彦・徳島県危機管理部消費者くらし政策課課長)②報告「消費者行政新未来創造オフィスの取り組み」(日下部英紀・消費者庁参事官)③意見交換
◇参加費・無料
◇申込方法・8月17日(金)までに、氏名、所属、連絡先を明記し、FAX03-5216-6036 か電子メール webmaster@shodanren.gr.jp で申し込む。

■消費者教育ヒアリング 新未来創造プロジェクト検証調査会

消費者委員会は8月9日、消費者行政新未来創造プロジェクト検証専門調査会を開催する。
◇日時・8月9日(木)10時～
◇場所・中央合同庁舎4号館7-1会議室(東京都千代田区霞が関3-1-1中央合同庁舎4号館7階)
◇内容・①「若年者向け消費者教育の取組」に関するヒアリング②「行動経

済学等を活用した消費行動等の分析・研究」に関するヒアリング③「倫理的消費」に関するヒアリングほか
◇傍聴申込・傍聴希望者は、申込受付フォームかFAXで8月7日11時まで申し込む。傍聴希望者が定員(10人程度)を超えた場合は、厳正な抽選で傍聴者を決める。なお、会場の定員が限られているため、1組織(団体・企業)につき1人とする。
◇問い合わせ先・内閣府消費者委員会事務局 ☎03-3581-9381、FAX03-3581-9457